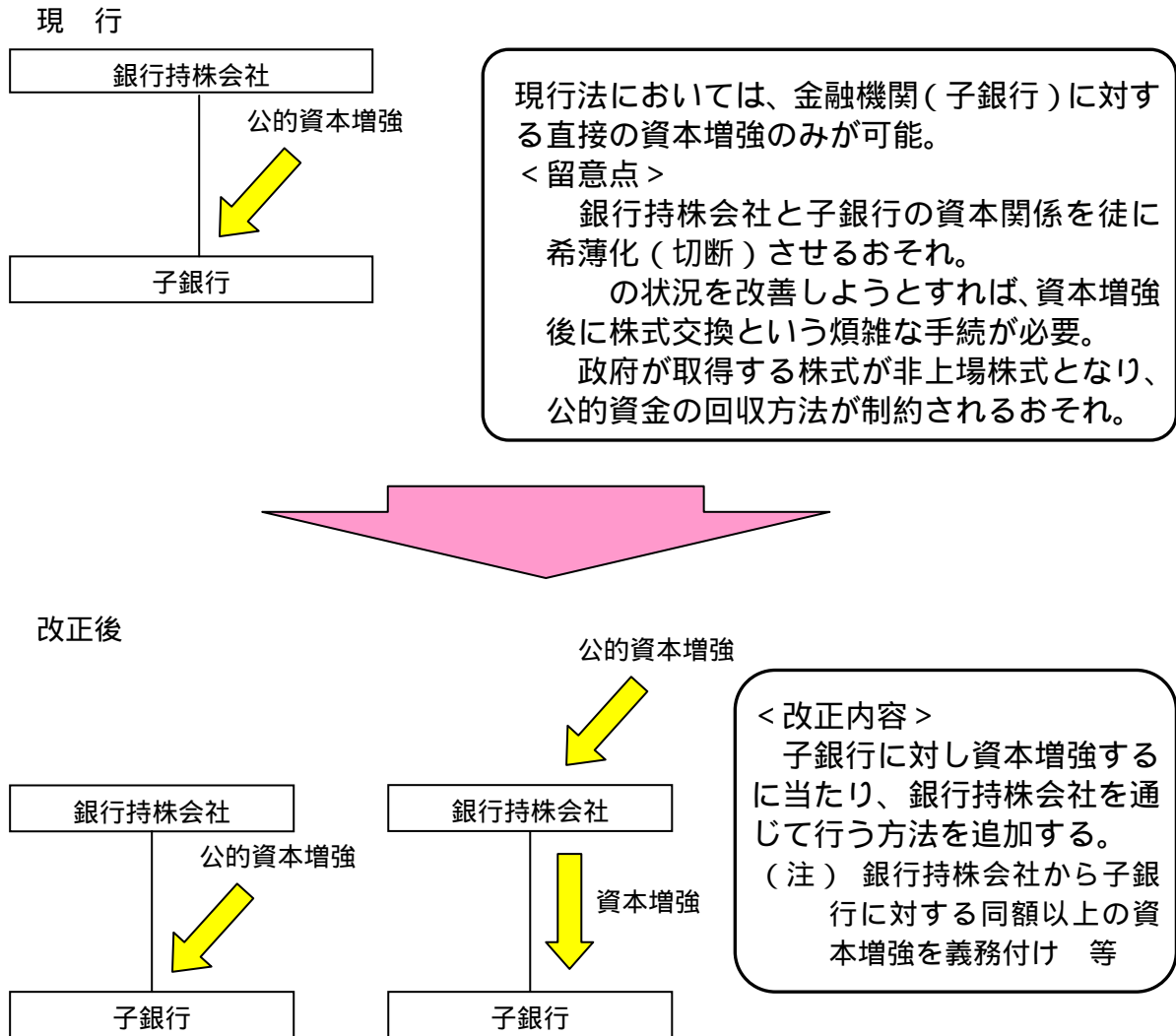


預金保険法第102条第1号措置について、銀行持株会社を通じた資本増強を可能とすること等、所要の制度整備を図る。

1. 銀行持株会社を通じた資本増強を可能とする措置



2. 商法の特例

商法上、株式の引受けについては、

公開会社が発行する株式の総数は、発行済株式総数の4倍を超えて増加することができないこととされ(同法第347条)

議決権制限株式の総数は発行済株式総数の2分の1を超えることができないこととされている(同法第222条第5項)。

これらの規定が、信用秩序を維持するために速やかな対応が求められる第102条第1号措置の制約とならないよう、特例措置を手当て。

3. その他

預金保険法第102条第1号措置の適用を受けた金融機関が組織再編成を行う場合において、経営健全化計画の承継とその履行の確保等が適切に図られるよう、規定を整備。